

写

令和 7 年 8 月 26 日

宮 城 労 働 局 長
松瀬 貴裕 殿

宮城地方最低賃金審議会
会 長 熊谷 真宏

宮城県鉄鋼業最低賃金の改正の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和 7 年 7 月 31 日付け宮労発基 0731 第 1 号をもって最低賃金法第 21 条の規定に基づき貴職から諮問のあった宮城県鉄鋼業に係る最低賃金の改正の必要性の有無について、慎重に審議した結果、宮城県鉄鋼業最低賃金について改正することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

⑤

令和 7 年 8 月 26 日

宮 城 労 働 局 長
松瀬 貴裕 殿

宮城地方最低賃金審議会
会 長 熊谷 真宏

宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和 7 年 7 月 31 日付け宮労発基 0731 第 2 号をもって最低賃金法第 21 条の規定に基づき貴職から諮問のあった宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に係る最低賃金の改正の必要性の有無について、慎重に審議した結果、宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

写

令和 7 年 8 月 26 日

宮 城 労 働 局 長
松瀬 貴裕 殿

宮城地方最低賃金審議会
会 長 熊谷 真宏

宮城県自動車小売業最低賃金の改正の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和 7 年 7 月 31 日付け宮労発基 0731 第 3 号をもって最低賃金法第 21 条の規定に基づき貴職から諮問のあった宮城県自動車小売業に係る最低賃金の改正の必要性の有無について、慎重に審議した結果、宮城県自動車小売業最低賃金について改正することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。